

平成 26 年 第 5 回定例会 12 月 18 日

総務委員会に審査を付託されました議案八件の審査の経過及び結果について、御報告申し上げます。

まず、議案の概要を申し上げます。

議第三百三十四号の平成二十六年度岐阜県一般会計補正予算のうち、歳入予算補正については、総額九十億四千二十二万九千円の増額をするものであります。その主な内容としましては、八月の豪雨災害に係る復旧事業の追加実施に対する国庫負担や、地域医療介護総合確保基金の設置に係る積み立て原資などとして、国庫支出金が二十四億八百六十八万三千円の増額、この地域医療介護総合確保基金を活用した事業実施等のための繰入金金が十六億八千六百五十八万円の増額、また給与改定等による職員給与費の補正や災害復旧事業の追加実施に伴い、県債が四十九億四千三百五十万円の増額となっております。

また、歳出予算補正については、当委員会所管として総額九億六千六百六十三万一千円の増額となっております。その主な内容としましては、会計管理費のうち、税等償還金が四億九千七百七十万円の増額、賦課徴収費のうち、県税取扱諸費が三億二千万円の増額、火山噴火に係る緊急防災対策の実施等として、防災運営費千五百八十万円の増額となっております。

次に、条例その他議案としましては、先般の御嶽山の噴火により甚大な被害が発生したことから、来年四月から登山届が必要な区域として、北アルプス地区に加え、御嶽山及び焼岳を追加することを定める議第六十八号 岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例の一部を改正する条例についてなど七件であります。

採決の結果、議第三百三十四号のうち歳入予算補正、歳出予算補正中総務委員会関係及び地方債補正、議第四百号から議第四百四号、議第六十四号及び議第六十八号の各案件については、それぞれ全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務委員会の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

県議第十九号 火山防災対策の充実強化を求める意見書について、提出者を代表いたしまして意見書発案の趣旨を説明いたします。

本年九月二十七日に発生した御嶽山の噴火では、多くの人命が損なわれ、戦後最悪の火山災害となりました。この噴火については、事前に山頂付近を震源とする火山性地震が増加していたところ、これが噴火の前兆現象とは判断されず、火口付近への立ち入り規制や登山者への情報伝達がなされませんでした。

噴火の予知については、過去の観測データに頼る部分が大きく、特に今回のような水蒸気爆発を予知するのは非常に困難とされているところですが、我が国の活火山は百十に上り、その中には登山客が多い山や周辺に温泉地が所在するなど観光地化した地域もあることから、国民の生命及び財産を守るため、関係中央省庁の連携など、国が主導して火山防災対策を行う必要があります。

よって、国に対し、活火山の観測及び監視体制の充実強化、迅速かつ的確な防災情報の提供、退避ごうの設置検討、活火山周辺の砂防・治山施設の整備推進など四項目にわたり、強く求めるものでございます。

どうか議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、意見書発案の趣旨説明といたします。よろしく願いいたします。